

関連する主な政府決定等について

計画名等	関連部分
がん対策推進基本計画 (平成 24 年6月)	<p>第4 分野別施策と個別目標</p> <p>9. がん患者の就労を含めた社会的な問題 (取り組むべき施策)</p> <ul style="list-style-type: none">○ がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する。○ 働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働けるよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討し、検討結果に基づき試行的取組を実施する。○ がん患者も含めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、引き続き検討を進める。○ 医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努めることが望ましい。○ 事業者は、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることが望ましい。また、職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのないよう十分に留意する必要がある。

肝炎対策基本指針
(平成 23 年6月)

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

オ 国は、職域における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめ、各事業主団体と連携を図り、普及啓発を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けられることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

ウ 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究に加え、肝炎対策の推進に資することを目的として、以下の行政的な研究を行う。

(エ) 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けられることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。(再掲)

地域保健対策検討会報告書
(平成 24 年3月)
※報告書をもとに、「地域保健対策
の推進に関する基本指針」を改正

Ⅲ 住民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健対策の推進

2 ソーシャル・キャピタルに立脚した健康づくり、健康なまちづくりの展開

(2) ソーシャル・キャピタルを通じた取組みの推進

2) 学校や企業等の場の新たな活用

- 企業とは、営利を目的として経済活動を継続して実施する組織のことをいうが、それと同時に、労働者等その場に集う者にとっては活動の場であり、そこにはコミュニティが形成されている。また、企業の中には、企業内ばかりでなく、その他の企業や地域社会との間に信頼関係を構築している例も多く、企業及びそれを取り巻く周辺をソーシャル・キャピタルが存在する場と見なすこともできる。
- 企業は、自らの労働者等に対し、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康診断の実施等を通じて、その健康を確保することが求められている。また、平成 20 年からは高齢者医療確保法により、医療保険者に対しては、被保険者及びその被扶養者への特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられている。このほか、メンタルヘルスの取組なども進められており、これらの企業内の労働者等に対する取組みは、地域保健対策の推進と密接不可分の関係にあり、地域での地域・職域連携協議会を通じた取組みが重要である。
- また、住民の健康の保持・増進に資する企業の社会的責任(CSR; Corporate Social Responsibility) (※2)の意識に基づく活動も、近年の国民の健康意識の向上を受け、急速に広がっている。
- 保健所や市町村保健センター等は、このような企業を健康なまちづくりを推進する地域の一員と位置づけ、地域の健康増進計画の実践に際し、企業による活動を把握・評価するとともに取組みを住民に周知するなどの環境整備を行うことが重要である。
- また、国においても、地方自治体の取組みを推進するためのガイドライン等の検討がなされ、具体的な方法論が広く提示されることが望まれる。これらの国及び地方自治体の体系的な取組みを通じて、企業の取組みをさらに促進することが期待される。

<p>健康日本21</p>	<p>3. 人口減少社会における健康増進対策の意義</p> <p>高齢化の進展により医療や介護に係る負担が一層増すと予想されている一方で、これまでのような高い経済成長が望めない可能性がある。こうした状況下で活力ある社会を実現するためには、生活習慣病を予防し、また、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上すること等によって、国民の健康づくりを推進することが重要となる。こうした取組によって健やかな高齢者が増えることは、地域の活性化に資するのみならず、社会活動の貴重な担い手が増加することにもつながる。ひいては、日本は世界に向けて「元気な高齢者が人口減少社会を支える」という超高齢社会への一つの解を示すことができると考えられる。</p>
<p>医療情報化に関する タスクフォース報告書 (平成 23 年5月)</p>	<p>1. 「どこでもMY病院」(自己医療・健康情報活用サービス)構想の実現</p> <p>(8) 今後のアクション</p> <p>関係省庁は、電子版「お薬手帳/カード」を2013年度から提供するため、日本薬剤師会等の関係団体の協力を得て、電子版「お薬手帳/カード」に盛り込むべき具体的な情報を検討する。</p> <p>また、関係省庁は、個人参加型疾病管理サービス(例えば、電子版「糖尿病連携手帳」)を2014年度以降から提供するため、検査データ、健診データ、健康データを用いた当該サービスにつき、関係団体(例えば、日本糖尿病学会)等の協力を得て、提供を行う情報を具体的に検討する。</p>
<p>医療情報化に関するタスクフォース「どこでもMY病院」糖尿病記録に関する作業部会報告書 (平成 24 年5月)</p>	<p>3. 「どこでもMY病院」糖尿病記録のユースケース</p> <p>(1) 具体的なユースケース</p> <p>② 専門家による治療や疾病管理等への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が患者の管理している情報(健康情報/健診情報)を治療の参考にできる。 ・ 他の医療機関で行っていた過去の診療情報を閲覧することで継続性のある治療ができる。 ・ 健診後の保健指導において、医療機関での検査結果や自己測定健康データを参考にでき、受診を促す等、悪化防止に役立てることができる。 <p>具体的な事例としては、以下が挙げられる。</p> <p>(ア) 産業医による地域医療との連携における活用の例</p> <p>産業医が、事業主健診の結果に加え、患者から提示された医療機関等での検査結果等を参照することで、よりの確な指導を行うための参考情報として利用できる。</p>

